

2023年(令和5年)1月23日

文部科学大臣 永岡 桂子様
夜間中学等義務教育拡充議員連盟 会長 馳 浩様

基礎教育保障学会 会長 岡田 敏之

夜間中学の条件整備に関する要請書

貴職におかれましては、日頃より夜間中学をはじめとする基礎教育保障の活動について、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。2016年の教育機会確保法の成立以来、公立夜間中学校の開設が進む半面、個々の開設状況を見ると残念ながら生徒の実情にそぐわない状況もあります。このため当学会として、緊急の課題として以下の諸点につき特段のご配慮をお願い申し上げます。

【I】夜間中学について、緊急的に財政的措置の充実を求めます。

①通学困難者に対し、送迎バスなどを措置し、学校に通えるようにしてください。また、学校施設のバリアフリー化(エレベーター・多目的トイレの設置など)を行ってください。

【理由】夜間中学への通学を希望する人の中には、障がいや高齢等のため歩行することや階段を昇降することの困難な方が少なからずいます。とりわけ、1979年度の養護学校義務化以前に就学猶予・免除になった人も夜間中学で学ぶ対象となっていることは見逃せません。

②「就学援助制度」を「全ての夜間中学生」も対象とする制度に抜本的に改善してください。また、各自治体の「夜間中学生への就学支援制度」の支えとなるよう国としての財政支援を行ってください。

【理由】現在の「就学援助制度」は「学齢児童生徒(6歳～15歳)」を対象としています(「学校教育法」第19条、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」第2条)。

そのため、夜間中学を開設する自治体や生徒が居住する自治体の多くで夜間中学生には「就学援助制度」が適用されず、多くの夜間中学生が「就学援助」を受け取ることができていません。しかし、夜間中学生の多くは年金生活であったり非正規雇用であったりするため収入も少なく、安定した学校生活を送るためには「就学援助」が絶対必要です。

③「特別の教育課程」を編成する夜間中学の学級編制の標準と教職員定数については、多様な学習者が学ぶことを考慮し、より手厚い教育条件となるよう「標準法」を改正してください。

【理由】夜間中学によっては、専任教職員の配置がきわめて少ない学校もあり、教育活動に大きな支障をきたしています。

【Ⅱ】入学機会の確保に関わって、自治体に対して次のような指導・助言を求めます。

- ①設置自治体や都道府県の枠を超えた入学の受入れを行うよう、早急に国として自治体への指導・助言を行ってください。

【理由】2020年の国勢調査では全国に898,748人も義務教育未修了者がいることが明らかになりましたが、2022年度現在、夜間中学はわずかに15都道府県に40校しかありません。国が目標とする「最低全都道府県1校・全政令市1校」の夜間中学が開設されても「居住自治体について制限があり通学できない」・「隣県の夜間中学は近いが、県内の夜間中学は遠くて通学できない」という多くの義務教育未修了者が存在します。教育機会確保法第3条第4号の「その他の置かれている事情にかかわらず、…教育を受ける機会が確保されるようにする」という文言に照らしても、法は、義務教育を十分に受けていない人がその居住地にかかわらず教育を受けられるようにすることを求めていると考えられます。

- ②自治体が財政的理由などにより夜間中学を減らすことのないよう、また、潜在的な生徒の掘り起こしを行うよう、文部科学省として自治体に指導・助言してください。

【理由】自治体によっては、夜間中学を廃校にしようとしています。また、夜間中学を新たに設置した自治体にあっても、生徒数が少ないことを理由に存続に消極的な意見が出ている例もあります。生徒減少は、設置自治体や学校側が、潜在的な生徒の掘り起こしができていないと考えべきです。

【Ⅲ】「指針」や「手引き」の見直しを求めます。

- ①「教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体」の位置づけを強化するなど、「教育機会確保法」第二章第7条にある「文部科学大臣が定める基本指針」を変更し、「夜間中学の設置・充実に向けての【手引き】」を見直してください。

【理由】「教育機会確保法」が成立施行され約6年が経ちましたが、この間、前進とともに問題点も明らかになってきました。

教育機会確保法第3条第5号の基本理念を受けて、文部科学省の「基本指針」では、夜間中学等の設置の促進、夜間中学等における受け入れ対象者の拡充等の施策について、「教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体」を、国及び地方公共団体と並ぶ存在として位置づけたうえで、相互の密接な連携の下で行うことが重要だと明記していますが、実態としてそれが実現していない現状も見受けられます。